

専門委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟定款（以下「定款」という。）第 48 条に基づき、専門委員会の任務、構成及び運営方針等について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）に、理事会が定める専門委員会を置く。

(任務)

第 3 条 専門委員会は、理事会が決定する当該専門委員会の目的及びスケジュールに基づいて調査・研究を行い、その成果を理事会に報告するものとする。

(組織)

第 4 条 専門委員会に、本条各号に掲げる役職を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員（委員長を除く） 2 名以上

(任期)

第 5 条 委員長及び委員の任期は、原則として 2 年間とする。ただし、理事会が特定の専門委員会の委員長、委員の任期について別に定める場合はこの限りではない。

(委員長)

第 6 条 委員長は、理事会において委嘱する。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、その職務を統括する。

(委員)

第 7 条 委員は、理事会において委嘱する。

- 2 委員は、委員長を補佐し、専門委員会の職務を執行する。

(招集)

第 8 条 専門委員会は、委員長が招集する。

- 2 前項の招集をするにあたっては、委員長は、その旨を事前に事務局に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 事務局は、前項の通知を受け取った後、その旨を理事に速やかに通知するものとする。

(決議)

第 9 条 専門委員会において決議を行う場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(結果の報告)

第 10 条 委員長は、専門委員会を開催した都度、その結果を事務局に報告するものとする。

- 2 事務局は、前項の報告を受け取った後、その内容を理事会に速やかに通知するものとする。

(内規等)

第 11 条 専門委員会は、定款及び本規程に抵触しない限り、その運営について内規を定め又は申し合わせを行うことができる。

(改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和 4 年 9 月 4 日より施行する。
この規程の改正は、令和 7 年 6 月 2 日とする。

委員会構成

(一財) 日本フットサル連盟 / 2025年度・2026年度委員会構成

